

まちづくり団体の新規登録の対応について

平成 31 年 2 月 7 日 (木) 14:30~15:15

団体： 氏 ()、 氏 ()、 氏 (事務局)

区：管理課庶務係 小松代主査、鳩島
拠点整備担当 白鳥係長、安藤

新たにまちづくり団体として登録するため、届出書類を持参のうえ来所。

登録要件の確認 (管理課)

- ・名称「西荻窪駅南口再開発協議会」(平成 30 年 10 月発足) について協議会の名称については以前にも相談があり、その際に、区が認定した「協議会」と誤解が生じてしまうため名称変更をお願いしている。
再度、説明をし、協議会のままでは団体登録は受けられない旨を伝える。
→持ち帰り、検討をする。

・名簿について

- 名簿の記載で、地権者の住所が活動区域ではない(居住する住所)のため、修正が必要。
→持ち帰り、修正をする。

団体の活動状況 (拠点整備)

- ・活動区域内の地権者はどのくらいか。→地権者は約 60 名(うち団体メンバーは 15 名)。
- ・ニュースを定期的に発行していく。(毎月定例会開催)
- ・明確なものが出来てないので反対意見もでていない(他の人が賛成なら賛成、積極的にやっっていこうという状態でもない)。
- ・団体としては、法定の再開発を目指す。→小さい規模にすることもありうるが、大きい再開発を目指す。
- ・西荻まちづくり懇談会もあることから、区には今後も相談させてもらいたい。
- ・定期的に報告を入れていきたい。